

在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書の修正を求める陳情

陳情の趣旨

逗子市長は、以下に申し述べる3項目の問題について、共同使用協定書の使用期限延長申請の機会に国及び米軍と協議し、所要の修正を求めるべきではないかと考え、陳情します。

- 1 逗子市は現在、池子の森自然公園の維持管理に必要な公共料金、すなわち電気料金・水道料金・下水道料金を一手に支弁していますが、財政立て直しの観点から、一方の利用者たる米軍にも公共料金の一部を負担してもらふべきです。
- 2 池子の森自然公園の共同使用期限について現在二つの期限が存在します。一つは、協定書で指定された使用期限（5年）、他は、国内法に基づく使用期限（1年）があり、市民側から見た場合、極めて奇異に感じます。一つにまとめるべきです。
- 3 池子の森自然公園の共同使用に関する「設備」の維持管理及び責任者について、「共同使用に関する協定書第11項」と、「共同使用公園の管理運営のための覚書第3項」では一部不適合があり、いずれかの行政文書を修正する必要があると思います。

陳情の理由

1 逗子市がこれまで支払った池子の森自然公園に係る公共料金

基地対策課から得た公共料金の資料によれば、平成30年度までに支払われた公共料金は下表のとおりであり、米軍側に応分の負担を求めるべきです。

単位：円

年度	電気料金	水道料金	下水道料金	計
H26年度	549,884	-	20,886	570,770
H27年度	3,228,369	-	271,688	3,500,057
H28年度	4,411,146	266,889	330,794	5,008,829
H29年度	5,165,318	245,865	339,379	5,750,562
H30年度	4,706,786	322,969	382,038	5,411,793

2 逗子市が公共料金を支弁するに至ったと思われる経緯

- (1) 平成26年6月3日開催された、第4回逗子市、在日米海軍及び南関東防衛局による三者協議会において「共同使用の基本方針」が示され、逗子市は「共同使用区域の維持管理に係る費用については、原則としてすべて逗子市が負担」することを了承したことが発端と思われます。



(2) 逗子市は平成 26 年 6 月 26 日、日米合同委員会において承認された「逗子市による在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書」第 28 項及び別紙 C において、池子共同使用地区に供給される電気・水道・下水の使用料金に関する請求書の送付及び支払方法が指定されました。

3 共同使用地区の公共料金を米側が応分の負担をすることに関する日本国政府の見解
過去の国会における政府答弁は以下のとおりですが、いずれも現地協定書によって、米側に応分の負担をさせることは出来るとされています。

(1) 令和元年 5 月 10 日付、衆議院議員早稲田夕季氏の質疑に対する内閣総理大臣の答弁：
日米地位協定第 2 条 4(a) により日本側と米側が共同使用する施設及び区域（以下「共同使用施設等」という。）について、当該共同使用施設等の使用の実態に即して、使用者である地方公共団体等と米側とが合理的な範囲内で維持管理に要する経費の分担を取り決めることは、差し支えないものと考えている。

山口県岩国市愛宕スポーツコンプレックスにおける野球場等の主要施設に係る電気、水道及び下水道の使用料については、岩国市と米側との間で締結された「日本国米海兵隊岩国航空基地における在日米軍施設の岩国市による共同使用に関する現地実施協定書」に基づき、同市と米側とで平等に負担することとされており、同市からは、平成 29 年 10 月から平成 31 年 3 月までの間の当該使用料に係る同市の負担分として約 1,361 万円が支払われているものと承知している。（別添 1 及び別添 2 参照）

(2) 昭和 45 年 8 月 18 日第 63 国会衆議院内閣委員会・伊藤惣助丸委員に対する答弁
外務省アメリカ局長：「・・・費用の問題につきましては、もともと 2 条による提供に要する費用というものは、これは御承知のとおりわがほうが持つことになっております。

その運営方法をどう負担するかということでは、24 条との関係も出てまいりますけれども、ともかくいままでは二条四項（a）にしなくても（b）にしなくても、非常に例の少ない規模の小さい問題でありましたので、それがあまり問題にならなかったわけでございます。

これからはそれがより広く使われることになりましたら、これを 24 条のワケ内で合理的な分担をするという問題は出てくるかと思えます。これは個々の施設、区域についての取りきめの際に決めていけばよいことと思っております。」

(3) 昭和 45 年 12 月 10 日第 64 国会衆議院内閣委員会・伊藤惣助丸委員に対する答弁
鶴崎政府委員：「一つの基地を自衛隊と米軍が共用します場合に、その経費の分担をどういうふうにするかということにつきましては、従来防衛庁側の見解と米側の見解との間に格差があったわけでございます。

と申しますのは、防衛庁側としては共通的な管理費、これは基地を管理している側が負担すべきである。したがって、共同使用を認められている側は、その共同使用によって直接発生する経費、たとえば光熱水道費といったようなメーターによってはっ

きりその使用料のわかるもの、こういったものを負担するという考え方、米側はその使用の度合いに応じて共通費も分担すべきである。直接使う光熱水道費はもちろんでございますが、共通的な経費も使用の度合いで分けるべきだ、こういう考え方でおっ

たわけでございますが、この問題につきましても、いずれにしてもこれからいろいろそういう問題が発生しますので、米側との間に調整をはからなければならないということで、目下その分担の方法について部内で検討をしておりますが、方向としてはやはり使用の実態に応じた合理的な負担を考えるべきである。・・・」

4 2種類の池子の森自然公園共同使用許可期間

池子の森自然公園に係る公共料金を調べている過程で、共同使用許可期間について、2種類の使用期間が存在することを知り、驚きかつ奇異に感じているところです。

一つは、日米地位協定に基づき日米合同委員会が承認した使用期間であり、他は、日米安保条約第6条に基づく施設及び区域並びに日米地位協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の規定に基づく使用期間があります。

(1) まず、前者についてですが、逗子市長は平成23年10月12日付、南関東防衛局長に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設(一部土地等)の共同使用」申請書を提出し、平成26年11月21日付署名(日本国代表及び逗子市長)の在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書を受理しています。

この文書による使用期間は、日米合同委員会が承認した平成26年6月26日から5年間とされています。

一方、後者ですが、南関東防衛局長は平成26年11月27日付、同上の逗子市長からの申請書に対して、「提供国有財産一時使用許可書」を送付しています。この許可書による使用期間は平成26年11月30日から平成27年3月31日までとされています。

(2) 前述の平成27年3月31日以降の申請/許可についてはフォローしませんでした。現在では、基地対策課及び緑政課がそれぞれ南関東防衛局長に対して、別添3「共同使用期間の延長」及び別添4「提供国有財産一時使用許可申請書」を提出しています。

(3) なぜこのような不都合が罷り通っているのでしょうか。

「憲法優位は、一般的な条約との原則関係に止まり、ポツダム宣言の履行等を内容とする休戦協定やサンフランシスコ講和条約のような国家形成的な基本条約については、憲法優位の原則を越えた特別な効力を認める見解が支配的」と言われているのであれ

ば、南関東防衛局長が逗子市長に対して許可した「提供国有財産一時使用許可書」は、「逗子市による在日米軍施設・区域の共同使用に関する協定書」に記述される共同使用期間に一本化できるのではないかと考えます。

5 池子の森自然公園の「設備」の維持管理及び責任者について

共同使用に関する協定書第 11 項には、「共同使用に関連するあらゆる設備の日本及び米国の法律および規則に従った必須の定期検査及び維持管理は、合衆国ではなく、使用者が責任を負うものとする。」と、規定されています。

一方、在日米海軍司令官との間の「共同使用公園の管理運営のための覚書」第 3 項、「設備の維持管理」(3) を見ると、次のような内容になっています。

- ・消火栓は合衆国政府の基準及び仕様。
- ・消火栓の検査は米海軍が実施。
- ・消火栓の修理又は交換が必要な場合、逗子市はその費用を米海軍に償還。
- ・消火栓に伴うすべての水道使用料は検査時の放水を含め逗子市が負担する。
- ・共同使用区域の消火栓の為に南関東防衛局は水道メーターを設置。

上記のとおり、二つの文書では、法律に基づく設備の検査官が前者は逗子市長、後者は在日米海軍司令官と異なった条文となっています。

こういった問題に関して、昭和 44 年 1 月 16 日付内閣総理大臣からの「岩間質問書に対する政府答弁書」では、「日米地位協定のいわゆる 2-4-a 使用の場合、施設・区域の管理権については米側が行使し得るものと解されているようですが、共同使用に関する日米間の取極めに従い、日本側が必要な措置を取る場合には、米側の管理権の行使は、その限度で實際上排除される。」とありますので、消火栓の点検者は「逗子市長」でも差し支えないような気がいたします。

以上

添付資料：

別添 1：池子の森自然公園の米軍との共同使用の現地実施協定更新に関する質問主意書

別添 2：衆議院議員早稲田夕季君提出池子の森自然公園の米軍との共同使用現地実施協定更新に関する質問に対する答弁書

別添 3：FAC3087 池子住宅地区及び海軍補助施設の土地等(一部)の共同使用期間の延長について(依頼)

別添 4：提供国有財産(民公有)一時使用許可申請書

令和元年 6 月 3 日

陳情者

住所：249-0004 逗子市沼間 3-17-10

のざき まさたか
野崎 正高 

逗子市議会議員 高野 毅様